

鳥取県サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）に定めるもののほか、サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ付き住宅」という。）事業の登録等の手続きについて必要な事項を定め、円滑な事務処理及びサ付き住宅の適正管理を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、この要綱に定めるもののほか、法で使用する用語の例による。

(事前協議)

- 第3条** 法第5条第1項の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該計画及び申請内容等について、あらかじめ、知事（協議又は書類の提出先は、生活環境部くらしの安心局住宅政策課（以下「所管課」という。）とする。（以下同じ。））に協議（以下「事前協議」という。）を行うことができる。
- 2 事前協議は、第1号様式に、次条第1項に掲げる書類及び書面を添えて知事に提出するものとする。
- 3 所管課は、事前協議の内容を福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課（以下「長寿社会課」という。）へ通知するものとする。

(登録申請)

- 第4条** 法第6条第1項の規定による申請（以下「登録申請」という。）は、共同省令第4条に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書（以下「申請書」という。）1部に共同省令第7条第1号から第5号までに掲げる書類及び次項に掲げる書面を添えて、知事に提出することにより行うものとする。
- 2 共同省令第7条第6号のその他知事が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) サ付き住宅の新築、増築又は改築等により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証の交付を要する場合にあっては、当該確認済証の写し。（ただし、法第5条第2項による申請（以下「更新登録申請」という。）を行う場合を除く。）
 - (2) サ付き住宅又はその敷地に係る申請者の権原を証する書類。（ただし、更新登録申請を行う場合を除く。）
 - (3) 登録又は法第9条の規定による届出（以下「変更届」という。）で共同省令第6条第12号に定める内容の変更を含む場合は、暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報（第2号様式）。
- 3 知事は、第1項の申請が法第7条第1項に掲げる基準及び共同省令第15条の規定に基づき鳥取県高齢者居住安定確保計画に定める登録基準（別紙参照。以下「県登録基準」という。）に適合していると認めるときは、当該申請に係るサ付き住宅の事業を登録し、第3号様式により申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の申請が法第7条第1項に掲げる基準又は県登録基準に適合していないと認めるときは、第4号様式により申請者に登録できない旨を通知するものとする。
- 5 所管課は、前2項の事務処理を行う場合は、長寿社会課へ合議するものとする。
- 6 知事は、登録をしたときは、その旨を第5号様式により当該登録住宅の存する市町村の長に通知するものとする。
- 7 共同省令第3条第1項第2号の特別の事情により入居者と同居させることが必要であると知事が認める者とは、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている入居者の介護を行う者又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている入居者の支援を行う者
 - (2) 入居する高齢者が扶養している児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）

- (3) 入居する高齢者が扶養している障がい者で次に掲げる要件のいずれかに該当する者
- ア 身体障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の級別が 1 級から 4 級までのいずれかに該当する者
 - イ 精神障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する障がい等級が 1 級から 3 級までのいずれかに該当する者
 - ウ 知的障がいの程度が鳥取県の交付する療育手帳における等級 A 若しくは B 又はこれらに相当する程度
- (4) その他、知事が特に同居の必要があると認める者

(登録の拒否)

第 5 条 知事は、法第 8 条第 2 項の規定による登録の拒否を行うときは、第 6 号様式により申請者に理由を付して通知するものとする。

(登録事項の変更)

第 6 条 変更届は、共同省令第 16 条第 1 項の規定による登録事項等変更届出書に変更の概要を記載し、同条第 2 項に掲げる関係書類を添えて、知事に提出することにより行うものとする。

2 第 4 条第 3 項から第 6 項までの規定は、変更届の提出があった場合に準用する。

(登録簿の閲覧)

第 7 条 法第 10 条の規定による登録簿の閲覧は、所管課において行うものとする。

(地位の承継)

第 8 条 法第 11 条第 3 項の規定による届出は、地位を承継した者が、その旨を第 7 号様式により知事に提出することにより行うものとする。

2 第 4 条第 3 項から第 6 項までの規定は、前項の届出書の提出があった場合に準用する。

(廃業等の届出)

第 9 条 法第 12 条第 1 項及び第 2 項による届出は、廃業届（第 8 号様式）を知事に提出することにより行うものとする。

(登録の抹消)

第 10 条 法第 13 条第 1 項第 1 号の申請は、抹消申請書（第 9 号様式）を知事に提出することにより行うものとする。

2 知事は、法第 13 条第 1 項の規定による登録の抹消をしたときは、その旨を第 10 号様式により登録事業者であった者に通知するものとする。

3 知事は、前項による登録の抹消を行ったときは、その旨を第 11 号様式により登録住宅の存する市町村の長に通知するものとする。

4 知事は、第 2 項による登録の抹消を行ったときは、その旨を長寿社会課長に通知するものとする。

(指示)

第 11 条 法第 25 条各項の規定による指示は、指示書（第 12 号様式）を交付して行うものとする。

(取消し)

第 12 条 知事は、法第 26 条の規定による取り消しをしたときは、第 13 号様式により登録事業者であった者に通知するものとする。

(報告)

第 13 条

法第 24 条第 1 項の規定に基づき知事が求める報告は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業開始報告

登録事業者は、サ付き住宅の事業を開始したときは、事業開始報告書（第 14 号様式）に建築基準法第 7 条第 5 項の規定による検査済証を添えて速やかに報告するものとする。

(2) 定期報告

毎年度末時点の登録事業の状況を、管理状況報告書（第 15 号様式）に、チェックシート（第 16 号様式）を添付し、翌年度の 4 月 30 日（週休日又は祝祭日にあたる場合はその直前の平日。）までに報告するものとする。

(3) 事故報告

登録事業者は、サ付き住宅において事故が発生したときは、事故報告書（第 17 号様式）により直ちに報告するものとする。

(4) その他の報告

第 1 号から第 3 号に掲げる以外の報告を求める場合は、長寿社会課に合議の上、法の施行に必要な限度において報告を求めるものとする。

(立入検査)

第 14 条 知事は、法の施行において必要があると認めるときは、法第 24 条の規定に基づき立入検査（以下「立入検査」という。）を行うことができる。

2 法第 24 条第 3 項に規定する立入検査を行う職員の身分を示す証明書は、鳥取県職員服務規程（平成 8 年 12 月 27 日付訓令第 8 号）第 6 条の職員証とする。

3 知事は、立入検査を行うときは、原則として、サービス付き高齢者向け住宅事業立入検査実施通知書（第 18 号様式）により、あらかじめ、登録事業者に通知するものとする。

4 知事は、立入検査を行ったときは、サービス付き高齢者向け住宅立入検査結果通知書（第 19 号様式）により登録事業者に立入検査の結果を通知するものとする。

5 知事は、立入検査の結果、是正すべき事項がある場合は、第 11 条の規定により登録事業者に指示するものとする。

(立入検査の留意事項)

第 15 条 検査員は、立入検査を実施するに際して、次の事項に留意しなければならない。

(1) 住宅の管理に係る業務等に支障とならないように努めること。

(2) 関係者にはあらかじめ立入検査の趣旨を説明し、理解と協力が得られるよう努めること。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、サ付き住宅の登録、監督等に関し必要な事項は、生活環境部くらしの安心局住宅政策課長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成 25 年 6 月 25 日から施行する。

2 鳥取県サービス付き高齢者向け住宅の登録事務処理要領（平成 23 年 11 月 28 日付第 20110011948 号）は廃止する。

附則

この改正は、平成 27 年 8 月 17 日から施行する。

附則

この改正は、平成 28 年 4 月 7 日から施行する。

附則

この改正は、平成 29 年 1 月 16 日から施行する。

附則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正は、令和 4 年 3 月 28 日から施行する。

附則

この改正は、令和5年7月28日から施行する。

【本県におけるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録基準（法定基準への付加）】

1 居室の床面積

サービス付き高齢者向け住宅で有料老人ホームに該当する場合にあっては、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（以下「共同省令」という。）第8条に定める各居住部分の床面積は、1人が居住する場合の床面積とし、2人以上が居住する場合は、下記1の式により算出した面積とする。ただし、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあっては、下記2の式により算出した面積とすることができる。

1. $10\text{m}^2 \times \text{居住人数} + 10\text{m}^2$

2. (上記1の式) $- 7\text{m}^2$

2 高齢者が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分の床面積

共同省令第8条に規定する「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合」とは、全居室の床面積の合計及び入居者が共同して使用する居間、食堂、台所、その他の部分（入居する高齢者のための共同スペースであり入居者が自由に使用することができるもの。）の床面積の合計が、下記1の式により算出された床面積以上である場合とする。ただし、当該居室が有料老人ホームに該当し、2人以上が居住する場合は、下記2の式により算出された床面積以上である場合とする。

1. $25\text{m}^2 \times \text{全居室数}$

2. $(10\text{m}^2 \times \text{居住人数} + 10\text{m}^2) \times \text{全居室数}$

3 台所、浴室及び収納設備

共同省令第9条に規定する「共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」とは、次の各号に定める場合とする。

(1) 台所

台所を共用とする場合、原則として住戸のある階全てに1以上設置するものとする。ただし、車いすでの移動が容易で利用しやすい位置に設置する場合はこの限りではない。

共用の台所には入居者数に応じ、十分な水栓、コンロなどの設備を確保するものとする。ただし、高齢者居宅生活支援サービスとして、食事の提供が行われる場合には、当該サービス内容を勘案した設備とすることができる。

(2) 浴室

浴室を共用とする場合、原則として住戸のある階全てに1以上設置するものとする。ただし、車いすでの移動が容易で利用しやすい位置に設置する場合はこの限りではない。

共用の浴室は、1人用の場合には10人あたり1カ所以上設置するものとし、複数人数用の場合には、浴室の定員に10を乗じた数が入居定員以上となるように設置するものとする。ただし、高齢者居宅生活支援サービスとして入浴サービスが行われる場合には、当該サービス内容を勘案した設備とすることができるものとする。

共用の浴室は車いす使用者の入浴、要介護者の介助が可能な規模及び形状とするものとする。

(3) 収納設備

収納設備を共用とする場合、原則として住戸のある階全てに入居者数に応じた十分な面積を確保し、複数の者が同時に利用可能な形態とするものとする。

4 防火安全上の措置

整備に先立ち、管轄の消防局と事前協議を行い、指導に基づきスプリンクラー等の必要な消防設備を設置するなど、十分な防火安全対策を講じるものとする。

(第1号様式)

年 月 日

鳥取県知事 様

(事前協議者氏名) ※押印不要
(登録申請を予定する者との関係を記載)

サービス付き高齢者向け住宅事業登録事前協議書

下記のとおりサービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請を予定していますので、事前協議します。

(担当) 電話

記

1 住宅の名称 (予定)

2 住宅の所在地 (予定)

3 その他

(1) 登録申請の予定時期
年 月 日

(2) 国庫補助（サービス付き高齢者向け住宅整備事業）の申請予定
有又は無を記載

申請予定時期 年 月 日 ※国庫補助の申請予定が無の場合、記載不要

※ 登録申請書類一式を添えて提出すること（ただし、計画の進ちょくその他の事由により、書類の一部を省略することができる。）

(第 2 号様式)

暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報

1. 登録申請者が個人である場合

登録申請者				
氏 名	読み仮名	生年月日	性 別	住 所
登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合、その法定代理人				
氏 名	読み仮名	生年月日	性 別	住 所
事務所の代表者である使用人				
氏 名	読み仮名	生年月日	性 別	住 所

2. 登録申請者が法人である場合

当該法人の役員				
氏 名	読み仮名	生年月日	性 別	住 所
事務所の代表者である使用人				
氏 名	読み仮名	生年月日	性 別	住 所

(第3号様式)

第 年 月 号
日

様

鳥取県知事

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録について（通知）

年 月 日付けで申請のあった下記の住宅事業を、サービス付き高齢者向け住宅事業として登録しましたので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第3項の規定により通知します。
(担当) 電話

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 登録番号
- 4 登録年月日

(第4号様式)

第 年 月 日
号

様

鳥取県知事

サービス付き高齢者向け住宅事業を登録できない旨について（通知）

年 月 日付けで申請のあった下記の住宅事業は、下記3の理由によりサービス付き高齢者向け住宅事業として登録できませんでしたので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第4項の規定により通知します。

（担当） 電話

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 理由

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(第5号様式)

第 年 月 号
日

市町村長 様

鳥取県知事

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録について（通知）

貴市町村内におけるサービス付き高齢者向け住宅事業を下記のとおり登録しましたので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第5項の規定により通知します。

（担当） 電話

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 登録番号
- 4 登録年月日

(第 6 号様式)

第 年 月 日 号

様

鳥取県知事

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録拒否について（通知）

年 月 日付けで申請のあった下記の住宅事業は、下記 3 の理由により、サービス付き高齢者向け住宅事業として登録できませんでしたので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 8 条第 2 項の規定により通知します。

（担当） 電話

記

1 住宅の名称

2 住宅の所在地

3 理由

高齢者の居住の安定確保に関する法律第 8 条第 1 項第号に該当

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の 翌日から起算して 6 か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(第 7 号様式)

第

年

月

号
日

鳥取県知事

様

住所又は主たる事務所の所在地
登録事業を承継する者の
商号、名称又は氏名

サービス付き高齢者向け住宅事業の地位承継の届出書

下記のとおりサービス付き高齢者向け住宅事業の地位を承継しましたので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 11 条第 3 項の規定により届け出ます。

(担当) 電話

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 地位承継の理由
- 4 地位承継した年月日

(第 8 号様式)

年 月 日	
サービス付き高齢者向け住宅事業に係る廃業等届出書	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第 1 2 条の規定により、サービス付き高齢者向け住宅事業の廃業等を届け出ます。	
鳥取県知事 様	
申請者	
登録事業者の 氏名又は名称	
登録事業者の住所	
登録済の住宅の 名称及び所在地	(名称) (所在地)
登録年月日	年 月 日
登録番号	
届出事由（以下のいずれかに）	
① 登録事業の廃止（法第 1 2 条第 1 項第 1 号） 廃止予定日 . . . 月 日（※ 1）	
② 登録事業者の解散（合併、破産の場合を除く）（法第 1 2 条第 1 項第 2 号） 解散予定日 . . . 月 日（※ 1）	
③ 破産手続開始の決定（法第 1 2 条第 2 項） 破産手続開始決定日 . . . 月 日（※ 2）	
備考（参考事項）	

※ 1 廃止及び解散の場合、予定日の 3 0 日前までに届出書を提出してください。

※ 2 破産手続開始決定を受けた場合は、破産管財人が、決定日から 3 0 日以内に届出書を提出してください。

(第 9 号様式)

年 月 日 サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 1 3 条第 1 号の規定により、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の抹消を申請します。 鳥取県知事 様 申請者	
登録済の住宅の 名称及び所在地	(名称) (所在地)
登録年月日	年 月 日
登録番号	
抹消の理由	

(第 10 号様式)

第 年 月 号
日

様

鳥取県知事

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録抹消について（通知）

下記のサービス付き高齢者向け住宅事業について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 13 条第 1 項の規定により、登録を抹消しましたので通知します。

（担当） 電話

記

1 住宅の名称

2 住宅の所在地

(第 11 号様式)

第 年 月 号
日

市町村長 様

鳥取県知事

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録抹消について（通知）

貴市町村内における下記のサービス付き高齢者向け住宅事業について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 13 条第 1 項の規定により、登録を抹消しましたので同条第 2 項の規定により通知します。

（担当） 電話

記

1 住宅の名称

2 住宅の所在地

(第 12 号様式)

第 年 月 号
日

様

鳥取県知事

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録事項に係る指示書

あなたが登録を受けている下記のサービス付き高齢者向け住宅事業について、下記 3 のとおり
高齢者の居住の安定確保に関する法律第 25 条第項の規定による是正の指示をします。

(担当) 電話

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 是正すべき内容
- 4 是正が必要な理由

(第 13 号様式)

第 年 月 号
日

様

鳥取県知事

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録取消し通知

下記のサービス付き高齢者向け住宅事業について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 26 条第項第号の規定により、登録を取り消しましたので同条第 3 項の規定により通知します。
(担当) 電話

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 取消しの理由

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の 翌日から起算して 6 か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(第 14 号様式)

年 月 日

鳥取県知事 様

< 報告者（登録事業者） >
住所
氏名

サービス付き高齢者向け住宅事業開始報告書

サービス付き高齢者向け住宅の事業を開始したので、鳥取県サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に関する要綱（以下「要綱」という。）第 13 条第 1 項第 1 号に基づき、下記のとおり報告します。

記

登録住宅の位置	
登録住宅の名称	
登録年月日	年 月 日
登録番号	鳥取県 号
工事完了日	年 月 日
事業開始日	年 月 日

備考

1. 要綱第 4 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、建築基準法第 7 条第 5 項による検査済証を添付すること。

(第 15 号様式)

年 月 日

鳥取県知事 様

報告者氏名

サービス付き高齢者向け住宅事業の管理状況報告書

このことについて、鳥取県サービス付き高齢者向け住宅の登録等に関する要綱第 13 条に基づき、
年度末の状況を別添のとおり報告します。

(担当) 電話

(第 16 号様式)

サービス付き高齢者向け住宅事業 管理状況等チェックシート

報告時点	年 月 日		
事業者名		記入者名	
電話番号		メールアドレス	
登録住宅			
登録番号		住宅の名称	
住宅の所在地		登録年月日	

No.	該当条文番号	内容	管理・適合状況 変更の有無等																			
1	法 1	登録住宅を他の用途に利用していない	[はい] [いいえ]																			
2	法 9-1	登録事項や添付書類に変更があった場合、30 日以内に知事へ届出ている	[はい] [いいえ]																			
3	高齢者居住安定確保計画(第二期)	下記の(1)から(3)に示すように、入居者が介護サービス事業所を選択・利用する自由を確保している	[はい] [いいえ]																			
	(1) 近隣に設置されている医療機関及び介護サービス事業所について、医療機能情報提供制度や介護サービス情報の公表制度を活用するなどして入居者に情報提供するよう配慮している	[はい] [いいえ]																				
	(2) 入居者が利用する医療、介護サービス等について、登録事業者及び登録事業者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導していない	[はい] [いいえ]																				
	(3) 入居者が希望する医療、介護サービス等の利用を妨げていない	[はい] [いいえ]																				
4	法 6-1-1, 2	商号、名称又は氏名及び住所、事務所の名称及び所在地	[有] [無]																			
5	法 6-1-3, 4	下記の(1)から(2)に該当する役員及び使用人の氏名等	[有] [無]																			
	(1) 役員及び事務所の代表者である使用人の氏名(法人の場合)	[有] [無]																				
	(2) 登録申請者、登録者が未成年者である場合の法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員)、事務所の代表者である使用人の氏名(個人の場合)	[有] [無]																				
6	法 6-1-5, 6	登録住宅の位置、戸数	[有] [無]																			
7	法 6-1-7, 8 法 7-1-1, 2 県基準 1~4	登録住宅の規模、構造及び設備 各居住部分の床面積規模	[有] [無]																			
8	法 6-1-9 法 7-1-4	入居者の資格に関する事項	[有] [無]																			
		入居状況は以下のとおり (4月1日時点) <table><tr><td rowspan="2">入居戸数別</td><td>単身戸数</td><td>戸</td></tr><tr><td>同居戸数</td><td>戸</td></tr><tr><td rowspan="2">性別</td><td>男性</td><td>人</td></tr><tr><td>女性</td><td>人</td></tr><tr><td rowspan="4">年齢別</td><td>65 歳未満</td><td>人</td></tr><tr><td>65 歳以上 75 歳未満</td><td>人</td></tr><tr><td>75 歳以上 85 歳未満</td><td>人</td></tr><tr><td>85 歳以上</td><td>人</td></tr></table>	入居戸数別	単身戸数	戸	同居戸数	戸	性別	男性	人	女性	人	年齢別	65 歳未満	人	65 歳以上 75 歳未満	人	75 歳以上 85 歳未満	人	85 歳以上	人	
入居戸数別	単身戸数	戸																				
	同居戸数	戸																				
性別	男性	人																				
	女性	人																				
年齢別	65 歳未満	人																				
	65 歳以上 75 歳未満	人																				
	75 歳以上 85 歳未満	人																				
	85 歳以上	人																				

		要介護度別	自立	人	
			要支援 1	人	
			要支援 2	人	
			要介護 1	人	
			要介護 2	人	
			要介護 3	人	
			要介護 4	人	
			要介護 5	人	
9	法 6-1-10 法 7-1-5	入居者に提供する高齢者状況把握サービス及び生活支援サービスの内容			[有] [無]
10	法 6-1-11	事業者が入居者から受領する金銭に関する事項			[有] [無]
11	法 6-1-12 法 7-1-8	家賃等の前払い制度を適用する場合における入居者に対し必要な保全措置、当該前払い金の概算額等			[有] [無]
12	法 6-1-14	高齢者居住生活支援事業者と連携協力する場合における連携協力する事項			[有] [無]
13	法 7-1-3	加齢対応構造等の基準適合状況			[有] [無]
14	共同省令 6-1	登録住宅の名称			[有] [無]
15	法 7-1-6 共同省令 6-3	入居契約の内容、形態			[有] [無]
16	共同省令 6-4	登録住宅の存する土地に関する権利の種別及び内容			[有] [無]
17	共同省令 6-5	登録住宅の管理又は高齢者生活支援サービスを委託する場合における委託先に関する事項			[有] [無]
18	共同省令 6-6	登録住宅の維持及び修繕に関する計画			[有] [無]
19	共同省令 6-7	登録住宅の事業に係る法第 5 2 条の認可の有無			[有] [無]
20	共同省令 6-9	登録住宅の敷地又は隣接地に存する高齢者居住生活支援事業を行う施設の名称、位置及び種類			[有] [無]
21	共同省令 6-10 基本方針	基本方針に掲げる事項			[有] [無]
22	法 24-1 県基準 13	下記の（１）から（５）に該当する事故			[有] [無]
		（１）入居者の死亡事故（死亡後に相当期間の放置がなされた場合を含む。）			[有] [無]
		（２）入居者に対する虐待			[有] [無]
		（３）サ付き住宅設置者による入居者の財産侵害（職員による窃盗等）			[有] [無]
		（４）サ付き住宅における火災事故			[有] [無]
		（５）地震等の自然災害によるサ付き住宅の滅失、損傷			[有] [無]

(第 17 号様式)

事故報告書

※第 1 報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも 5 日以内を目安に提出すること
※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

☐ 第1報

☐ 第 報

☐ 最終報告

提出日：西暦 年 月 日

1事故 状況	事故状況の程度	☐ 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 ☐ 入院 ☐ 死亡 ☐ その他 ()										
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日				
2 事業 所の 概要	法人名											
	事業所（施設）名								事業所番号			
	サービス種別	サービス付き高齢者向け住宅										
	所在地											
3 対 象 者	氏名・年齢・性別	氏名				年齢			性別：	☐ 男性 ☐ 女性		
	サービス提供開始日	西暦		年		月		日	保険者			
	住所	☐ 事業所所在地と同じ ☐ その他 ()										
	身体状況	要介護度		☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2 ☐ 要介護3 ☐ 要介護4 ☐ 要介護5 ☐ 自立								
	認知症高齢者 日常生活自立度		☐ I ☐ II a ☐ II b ☐ III a ☐ III b ☐ IV ☐ M									
4 事 故 の 概 要	発生日時	西暦		年		月		日		時		分頃（24時間表記）
	発生場所	☐ 居室（個室） ☐ 居室（多床室） ☐ トイレ ☐ 廊下 ☐ 食堂等共用部 ☐ 浴室・脱衣室 ☐ 機能訓練室 ☐ 施設敷地内の建物外 ☐ 敷地外 ☐ その他 ()										
	事故の種別	☐ 転倒 ☐ 異食 ☐ 不明 ☐ 転落 ☐ 誤薬、与薬もれ等 ☐ その他 () ☐ 誤嚥・窒息 ☐ 医療処置関連（チューブ抜去等）										
	発生時状況、事故内容 の詳細											
	その他 特記すべき事項											
5 事 故 発 生 時 の 対 応	発生時の対応											
	受診方法	☐ 施設内の医師(配置医含む)が対応 ☐ 受診(外来・往診) ☐ 救急搬送 ☐ その他 ()										
	受診先	医療機関名							連絡先（電話番号）			
	診断名											
	診断内容	☐ 切傷・擦過傷 ☐ 打撲・捻挫・脱臼 ☐ 骨折(部位：) ☐ その他 ()										
	検査、処置等の概要											

6 事 故 発 生 後 の 状 況	利用者の状況										
	家族等への報告	報告した家族等の 続柄	☐ 配偶者 ☐ 子、子の配偶者 ☐ その他（ ）								
		報告年月日	西暦		年		月		日		
	連絡した関係機関 (連絡した場合のみ)	☐ 他の自治体 ☐ 警察 ☐ その他 自治体名（ ） 警察署名（ ） 名称（ ）									
	本人、家族、関係先等 への追加対応予定										
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分 析)	(できるだけ具体的に記載すること)										
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、 再発防止策の評価時期および結果等)	(できるだけ具体的に記載すること)										
9 その他 特記すべき事項											

(第 18 号様式)

第 年 月 日

様

鳥取県知事

サービス付き高齢者向け住宅事業立入検査実施通知書について

下記のサービス付き高齢者向け住宅事業について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 24 条の規定により、下記のとおり立入検査を行いますので通知します。

(担当) 電話

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 実施日時 年 月 日 ()
時 分から
- 4 検査当日に準備いただく資料
- 5 検査職員 (予定)

(第 19 号様式)

第 年 月 号
日

様

鳥取県知事

サービス付き高齢者向け住宅立入検査結果通知書について

下記のサービス付き高齢者向け住宅事業について、 年 月 日に実施した立入検査の結果を通知します。
(担当) 電話

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 検査結果